

## クラウドファンディングたかおか事業 F A Q

### ○応募対象について

|   |   |
|---|---|
| <p><u>Q</u><br/>応募できるのは誰か。</p>                  | <p><u>A</u><br/>高岡市内において地域課題の解決や地域活性化に資する事業を実施する者（法人、個人は問いません）</p>  |
| <p><u>Q</u><br/>現在高岡市外に住んでいるが、応募できるのか。</p>      | <p><u>A</u><br/>現在、市外在住の方でも、市内での空き家・空き店舗の活用や、起業や事業承継などの事業プロジェクトを行う予定であれば、応募可能です。</p>  |
| <p><u>Q</u><br/>日本国籍を取得していないが、応募の対象となるか。</p>    | <p><u>A</u><br/>市内において地域課題の解決や地域活性化に資する事業を行う予定であれば、応募可能です。</p>  |
| <p><u>Q</u><br/>他の機関の補助金等を受ける予定であるが、応募は可能か。</p> | <p><u>A</u><br/>可能ですが、他の機関では、他の補助金等との併用が禁止されている可能性がありますので、ご確認のうえご応募ください。</p>  |
| <p><u>Q</u><br/>応募者は、セミナーへの参加は必須要件か。</p>        | <p><u>A</u><br/>応募される方には、セミナーに参加し、効果的なクラウドファンディングの活用方法や資金調達のスキルアップを学び、プロジェクトの成功につなげていただきたいと思いますと考えておりますが、セミナーの参加は応募への必須要件とはしておりません。</p> |

### ○対象となる事業プロジェクトについて

|  |  |
|--|--|
| <p><u>Q</u><br/>応募の対象となる事業プロジェクトはどのようなものか</p>            | <p><u>A</u><br/>若者の定着や移住定住の促進、空き家・空き店舗の活用、事業承継や新事業展開など、地域課題の解決や地域活性化に資する事業が対象です。</p>   |
| <p><u>Q</u><br/>「地域課題の解決」、「地域活性化に資する」とは具体的にどういったことか。</p> | <p><u>A</u><br/>例えば、地域の人口減少や少子高齢化への対応、地元農産物等の高付加価値化、商店街の賑わい創出、地域コミュニティへの支援、本市の魅力を広く発信できるようなふるさと納税返礼品の開発など様々な取り組みが考えられます。</p> |
| <p><u>Q</u><br/>「若者の定着や移住定住の促進」とは具体的にどういった取り組みか。</p>     | <p><u>A</u><br/>例えば、ワーケーションやテレワーク推進に関する事業、移住体験ツアーの開催、移住検討者向けのPR動画や市内マップの作成など、様々な取り組みが考えられます</p>                              |

|  |   |
|--|---|
| <p><u>Q</u><br/>「空き家・空き店舗の活用」とは具体的にどういった取り組みか。</p> | <p><u>A</u><br/>例えば、空き家を活用した移住者向けのシェアハウスの整備、空き家を活用した地域に根差したコミュニティスペースの整備、空き店舗を活用した商店街の賑わい創出など、様々な取り組みが考えられます。</p>   |
| <p><u>Q</u><br/>「事業承継や新事業展開」とは具体的にどういった取り組みか。</p>  | <p><u>A</u><br/>例えば、地元農産物等の高付加価値化に向けた新たな商品開発、本市の魅力を広く発信できるようなふるさと納税返礼品の開発、地場産業の後継者育成に関する事業など、様々な取り組みが考えられます。</p>  |
| <p><u>Q</u><br/>事業はいつまでに開始しなければならないか。</p>          | <p><u>A</u><br/>今年度内（令和5年3月31日まで）に事業を開始してください。</p>  |
| <p><u>Q</u><br/>事業はいつまでに完了しなければならないか。</p>          | <p><u>A</u><br/>令和6年3月31日までに完了してください。<br/>なお、事業が完了した日から起算して1か月以内に事業実績報告書を提出してください。<br/>また、令和5年3月31日時点で、一度、実施状況を報告していただきます。</p>                                  |
| <p><u>Q</u><br/>事業を市外で行うことは可能か。</p>                | <p><u>A</u><br/>対象となる事業は、市内を拠点に実施してください。</p>  |
| <p><u>Q</u><br/>奨励金はどのような経費に充当できるのか。</p>           | <p><u>A</u><br/>支援対象の実施に係る経費は、以下のとおりです。<br/>【対象経費】<br/>報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他市長が必要と認める経費<br/>【対象外経費】<br/>人件費</p> |

○支援対象となる事業の認定方法について

|   |  |
|---|--|
| <p><u>Q</u><br/>支援対象となる事業はどのようにして選定されるのか。</p> | <p><u>A</u><br/>募集期間終了後、市において事業評価委員会を開催し、事業内容の新規性や実現可能性、地域課題解決への寄与度等を評価し、支援する事業プロジェクトを選定します。<br/>選定に当たっては、書面審査のほか、プレゼンテーション（1人15分程度を想定）による評価を予定しています。日時等は別途ご連絡いたします。（10月上旬を予定）</p> |
|---|--|

|   |  |
|---|--|
| <p><u>Q</u><br/>プレゼンテーションでは、どのようなことを説明すればよいか。</p> | <p><u>A</u><br/>事業計画書の記載項目にある「解決したい地域課題」等、事業プロジェクトの「新規性や独創性」、「実現可能性や継続性」、「寄附者の共感や賛同を得るためのアピールポイント」「寄附者との関係構築のための工夫」などをご説明ください。</p> |
|---|--|

### ○寄附金の募集について

|   |  |
|---|--|
| <p><u>Q</u><br/>寄附金が寄附目標額を超えた場合どうなるのか。</p>  | <p><u>A</u><br/>寄附金募集期間中に集まった寄附金は、目標額を超えた分を含め市で受け入れ、手数料等を差し引いた額を奨励金として事業者に支給します。</p> |
| <p><u>Q</u><br/>寄附金が寄附目標額を下回った場合どうなるのか。</p> | <p><u>A</u><br/>寄附目標額を下回った場合、全額、寄附者にお返しすることとなります。奨励金の支給はありません。</p>                   |

### ○返礼品について

|  |   |
|--|---|
| <p><u>Q</u><br/>寄附者に対するお礼はどのようなものがよいか。</p> | <p><u>A</u><br/>例えば、手紙の送付や自社製品の試供品の提供等が考えられます。返礼割合が寄附額の3割以下となるようにする、返礼品は地場産品にするなど、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で行ってください。</p> |
|--|---|

### ○その他

|  |   |
|--|---|
| <p><u>Q</u><br/>市から支給のあった奨励金を返還しなければならない場合はあるのか。</p> | <p><u>A</u><br/>市が支援する事業プロジェクトに奨励金が充当されていれば、原則返還することはありません。ただ、偽りや不正行為により奨励金の支給を受けたと認められる場合は、奨励金を返還させることがあります。</p> |
|--|---|